

小作争議調査表

No. 121

(月報番號第一五九號)

場 所	遠賀郡水巻村 八	場 所	遠賀郡水巻村 八
	地 主 柴岡多花 外一名 小作人 太田信太郎 外十名	終 息 生	昭和九年十一月十一日
關係人員	關係地 種類面積 四十五町步	昭和九年十一月二十日	
地主關係團體	小作人 關係團體		
原因	小作人 刈取減と委託し 地主は一割五分協と主張し 両方とも一		
事項	小作人 刈取減と委託し 地主は一割五分協と主張し 両方とも一		
經過	相方主張と維持し 譲り 抗争と 上 上 北月村有志が 極力奔走し 在りて 解決す		

(昭和九年十一月分)

財團 協調會 福岡出張所

備考	結果
	<p>一、八年度不足八係半は五係とし 昭和十年 耕耨期に 七年度小作手と 左身と 加入。二と</p> <p>二、昭和九年 度は 干涸と 減収 運賃の 増加 土地の 豊穡 等</p> <p>三、昭和六、七年 分 不納付 立替 解除の 貸付金と 両方 解決す 昭和九年 度 小作手 協調會 係 係 係</p>